

# 令和2年第6回農業委員会総会会議録

令和2年第6回船橋市農業委員会総会を6月5日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

小池 正一      湯浅 清春      石井 俊郎      藤城 孝義      菊池 眞夫      高橋 光一      齋藤 教子      興松 勲  
神山 茂樹      土橋 博之      石山 幸男      小川 晃      金子 一雄      岡庭 一美

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 7番、齋藤教子委員と、10番、土橋博之委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、興松審査班長の報告を求めます。
興松審査班長	マスクをつけたままですので、聞きづらいところもあろうかと思っておりますけれども、ご理解をお願いします。

それでは、今月1日、菊池眞夫委員、石山幸男委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1ページから2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、前貝塚町に主たる事務所を置く一般社団法人が、当該地を賃借し、運営している福祉施設の利用者によるリハビリを目的とした農作業を行うものです。

なお、当該法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定にある不許可の例外により、農地の権利取得が可能となっております。

議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

1号議案の2につきましては、印内に在住の譲受人が当該地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。経営面積は約105アールで、農業従事者は4名、世帯従事日数は1,200日、農機具を一式保有しております。

以上2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、興松審査班長の報告を求めます。

興松審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図5から7ページをご覧ください。

2号議案につきましては、市外の社会福祉法人の譲受人が当該地を賃借し、都市計画法第34条第1号により障害福祉サービス事業所1棟を建築するものです。

現地は田で、隣接地は田、現況は宅地と雑種地、及び用悪水路となっており、周囲は擁壁及びブロック積みで施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については残高証明書で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

小池委員。

小池委員

ちょっと確認なんですけれども、地図6ページ、点線で囲まれているところがありますよね。それはもう既に完成なり、利用が開始されてい

議長

ましたでしょうか。申請地の隣地になっている障害グループホームと駐車場。

興松審査班長

審査班。

小池委員

出来上がっています。

議長

ありがとうございます。

ほかに質問、ご異議等ございませんでしょうか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

3号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書3ページ、地図8から9ページをご覧ください。

3号議案につきましては、高根町の畑、面積は16平方メートルであります。当該地は平成元年に相続し、宅地の一部として利用しており、現在に至っております。20年以上宅地であった旨の証明としては、昭和59年10月31日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可は要しないと決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は4ページです。

1につきましては、行田に在住していた農業従事者が平成30年3月6日に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人5名か

ら、耕作地15筆、7,194平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている行田の畑1筆、2,555平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

本件につきましては、相続に関して、遺産分割協議が成立するまでに時間を要したため、事由発生から申請までに間が空いた旨の理由書が提出されております。

事務局にて事情聴取及び相続発生時の事実関係等を確認した結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

2につきましては、前貝塚町に在住の農業従事者が、生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、当該土地所有者の法定相続人5名から、耕作地3筆、3,339平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている前貝塚町の畑1筆、3,153平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

本件については、令和2年3月に土地所有者が死亡し、相続が未確定であるため、事由発生者本人を含む法定相続人5名から申請があったものです。

事務局により事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者であると思われます。

以上となります。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長 令和2年度第3次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。

- 議長  
事務局
- 本議案につきまして、事務局から説明願います。
- 議案第5号につきましては、令和2年度第3次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は5ページです。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がございました。
- 1は三咲の畑4筆、計7,279平方メートルに賃借権3年、2は三咲の畑1筆、5,887平方メートルに賃借権3年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。
- 事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。
- 以上です。
- 議長
- ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長
- それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、令和2年度第3次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって、承認することに決しました。
- 局長。
- 局長
- 令和元年度の活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について、議案第6号を上程いたします。
- 議長
- 本議案につきましては、12月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。
- 農政小委員長の報告を求めます。
- 農政小委員長
- 皆様のお手元に、別紙様式2、別紙様式1というものがあると思いますので、確認をお願いいたします。
- 本議案につきまして、1月に農政小委員と推進委員の合同会議、2月に推進委員連絡協議会で検討を行いました。その案を基に3月に

再度合同会議を開催し、この旨の案を決定いたしました。以降、年度末の集計等により統計の数字の変更を行い、5月下旬に農政小委員及び推進委員に対し最終案の確認及び意見照会を行いました。

この結果に基づき、本日、総会前に農政小委員会を開催し、最終案を決定いたしました。

内容については事務局から説明をお願いいたします。

それでは、まず令和元年度の活動の点検・評価からご説明いたします。

別紙様式2、全部で8ページのものになります。

まず、1ページにつきましては、農林業センサス等の統計データとなりますので、説明は省略させていただきます。

2ページに移ります。こちらは担い手への農地の利用集積・集約化です。

まず2番、令和元年度目標及び実績につきましては、昨年度の集積実績より76.4ヘクタール減少いたしまして、集積実績は419.9ヘクタールとなりました。

続きまして、3番、活動の実績としましては、活動計画のとおり8月に申告書で所有者から一筆ごとの意向を把握し、また、リーフレットの配布により農地の貸し借りについて周知をいたしました。

続きまして、4番、目標に対する評価としましては、担い手の減少に伴い集積面積が76.4ヘクタール減少した、また、活動に対する評価、その下でございますが、おおむね計画のとおり活動を行った、となります。

続いて、3ページに移ります。3ページの内容は新規参入の促進についてでございます。

まず2番、目標及び実績につきましては、参入目標1経営体に対して、新規参入が1件、参入目標面積0.5ヘクタールに対して、実績は0.4ヘクタールとなりました。

3番、活動の実績は、別段の面積の設定は行わず、必要に応じて各法による権利の設定により対応するものとした、となります。

4番の目標に対する評価としては、新規参入が1件あった、今後も必要に応じて別段の面積の設定等を検討していく、となります。

その下、活動に対する評価につきましては、別段の面積の検討については、農業委員、農地利用最適化推進委員、農政担当課と協議の上進めることができた、としております。

それでは、4ページに移ります。4ページの内容は遊休農地対策でございます。

まず2番、実績ですが、令和元年度は解消実績がございませんでした。

3番、活動実績につきましては、例年どおり8月から9月にかけて利用状況調査を実施し、その結果に基づき利用意向調査を実施しましたので、中程の表に実施件数や実施時期について記載をしております。

4番の目標に対する評価では、利用状況調査の結果、昨年と比べ12.5ヘクタール増加となった。これは耕作者の高齢化等がもたらしているものと推察されるため、耕作不能に陥る前に当該農地等を把握し、新たな耕作者へ結びつけるための情報収集、活用システムを構築することが急務である、といたしました。

また、活動に対する評価としましては、計画のとおり調査を実施した、としております。

続きまして、5ページに移ります。内容は違反転用への対応です。

まず、2番の実績ですが、昨年度より違反転用面積が0.23ヘクタール減少しまして、9.69ヘクタールとなりました。

3番、活動実績としましては、県との合同パトロールとリーフレットの配布、また、年3回定期パトロールと関係者への是正指導を行った、となります。

評価としましては、計画のとおり活動した、今後も是正指導を行っていく、となります。

続きまして、6ページに移ります。

農地法に係る事務の点検につきましては、1番、3条の許可及び、その下の2番、転用事務ともに適切に行われております。

また、年度末の集計により、1年間の処理件数を更新しております。

続いて、7ページに移ります。

3番、農地所有適格法人からの報告については、市内の1法人から適切に報告書が提出されております。

4番、情報の提供等について、農地の賃借料情報や権利移動等の状況、農地台帳情報の公表について、農地法の規定どおり実施をしております。

それでは8ページ、最後のページになります。



7、地域の農業者からの要望・意見について、年度中は特にございませんでした。

8、事務の実施状況の公表等について、総会議事録の公表、農地利用最適化推進施策に係る意見提出、活動計画等の公表について、規定のとおり実施しております。

令和元年度の活動の点検・評価は以上となります。

では、続いて、令和2年度の活動計画に移ります。別紙様式1、全部で3ページのものをご覧ください。

まず、1ページ目は統計データとなります。

続きまして、2ページに移ります。担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。

1番、現状の集積面積は、認定農業者と市の農業経営基盤強化に関する基本構想の水準に到達する農業者が所有または借り受けて耕作している面積となり、実績は419.9ヘクタールとなっております。

課題としましては、農業従事者の減少や高齢化に伴う遊休農地の増加、担い手の減少に伴う集積面積の減少、小規模な農地の分散、周辺農地の転用による営農環境の悪化となります。

2番の目標の集積面積については、前年度目標と同様、新規集積面積の目標である5ヘクタールを加えた424.9ヘクタールとなります。

活動計画としましては、①隣接農地所有者への働きかけや、②生産緑地制度の見直しに係る理解を深め、生産緑地についても必要に応じた利用集積を図るとした上で、その下の丸のところからですが、8月に申告書で農地の貸付けの意向を把握し、9月からは把握した情報を活用した関係者への働きかけを行うと記入しております。

また、通年の取組として、農委だよりやリーフレットを活用した認定農業者制度や、農用地利用集積計画による農地の貸し借りを周知する、となります。

続いて、下の3番に移ります。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1番、課題につきましては、新規参入者の希望条件に合った農地を見つけることが難しいこと、また、別段の面積の検討等、農業委員会として具体的な取組を検討していく必要がある、となります。

2番、参入目標は1経営体、0.5ヘクタールとし、活動計画としましては、8月頃に別段の面積の設定の検討、申告書による農地の貸付けの意向の把握とし、また、随時関係機関と連携し、新規参入の相談に積極的に対応すること、また、新規参入に適した農地があれば、委員・事務局で情報を共有すると記入しております。

続きまして、3ページに移ります。遊休農地に関する措置でございます。

2番、解消面積の目標を0.9ヘクタールといたしました。活動計画としましては、例年同様、利用状況調査・利用意向調査を実施いたします。

下に移り、5番、違反転用への適正な対応です。

課題として、農地転用許可申請・届出制度に係る関係者の認識不足があることから、例年同様、違反転用に関するリーフレットの配布や、関係者への是正指導を行う等、現状より増加しないよう取り組む、となります。

以上でございます。

農政小委員長

以上が農政小委員会で作成した案となります。

報告は以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和元年度の活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、そのように決しました。

局長。

局長

「船橋市農業委員会審査会設置に関する要綱」の一部改正について、議案第7号を上程いたします。

議長

前回の総会において、新体制後の審査会及び違反指導について協議した結果、この2つの業務について、農地利用最適化推進委員の参

局長

加をお願いすることになりました。

つきましては、「船橋市農業委員会審査会設置に関する要綱」の一部を改正する必要がありますので、配付資料「船橋市農業委員会審査会設置に関する要綱の一部改正について」のとおり要綱を改正することの承認をいただきたいと思っております。皆さん、お手元にあると思いますが、これは先月の総会で承認された件でございます。それに関する補足と申しますか、それを行うための一部改正でございます。ですので、今日、皆さんに承認をいただきたいと思っております。

それでは、皆さんに承認をしていただきます。この要綱改正に承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、改正することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

報告させていただきます。

報告事項（１）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書６ページから８ページに記載のとおり、４月中に１０件の届出を受理いたしました。

報告事項（２）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書９から１４ページに記載のとおり、４月中に２０件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）、（２）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（３）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書１５ページに記載のとおり、４件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたしました。

報告事項（４）農地の埋立等完了届出書の受理について、議案書１６ページに記載のとおり、２件の届出書の提出がありました。

報告事項（５）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書１７ページに記載のとおり、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので、報告いたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

(午後 3 時 3 1 分)

次に、事務連絡がございます。

次長

————— 事務連絡 —————

議長

次に、農業委員だより編集委員長より連絡事項がございます。

農委だより編集委員長

————— 連絡事項 —————

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後 3 時 3 4 分第 3 回農業委員会総会の閉会を宣言した。